

2012年(平成24年)11月16日
日本原水爆被爆者団体協議会 田中 熙巳

原爆症認定制度の在り方検討会の今後の進め方について 司法と行政の乖離の解決のために

1. 「中間とりまとめ」の合意に基づく理念で

8月6日および9日の広島、長崎の原爆犠牲者慰霊・平和式典に参列した野田総理大臣はあいさつのなかで、「原爆症認定制度の在り方検討会の中間まとめ報告を重く受け止め、原子爆弾の後遺症により、現在も苦しんでいる方に目を向けることも忘れてはならない。原爆症認定を待っておられる方々を一日でも早く認定できるよう最善を尽くす」と表明しました。原爆忌に世界に発信された被爆国総理大臣のメッセージには重いものがあります。

一昨年12月、第1回の検討会が開かれてから今年10月までに16回の検討を重ねてきました。知る段階、考える段階、作る段階の最後の段階の検討に入っていますが、堂々巡りの議論が多くなっているように感じられます。改善された制度ができない限り、従来の制度での認定が継続され、集団訴訟で明らかになった司法と行政の認定判断の乖離は解消されず、2009年8月6日の麻生総理大臣・自民党総裁と日本被団協代表との「原爆症認定集団訴訟終結に関する基本方針に係る確認書」締結後も、原爆症認定申請却下取り消しを求める被爆者のやむにやまれぬ個別訴訟が起こされています。

検討会は、総理大臣の表明通り議論が後戻りすることのないよう、「中間とりまとめ」で合意された事項を共通の理念として検討を進め、被爆者が求める結論を一日でも早く出すことを希望します。

あらためて、「中間とりまとめ」の主な共通認識を確認しておきます。

- ① 被爆者に対する援護は、一般の社会福祉とは異なる理由があることに留意すべき。
- ② 被爆者が高齢化していることも考慮し、裁判での長期の争いを避ける制度を作る必要がある。
- ③ 司法判断と行政認定の乖離を認め、これをどのように埋めていくかを考えていく必要がある。
- ④ 科学的知見は重要である一方、科学には不確実な部分もある。こうしたことを前提に考えていく必要がある。

これらの「認識を共有できる」理念にもとづいて検討をすすめるなら、乖離を解消し、「一日も早い認定」を実現する制度をつくることができると考えます。

2. 認定の在り方の三つの方向性の議論について

第15回検討会で、今後の議論の進め方について3つの方向性が提示されました。方向性①は日本被団協の提言に沿ったもので、現行法第10条、第11条にもとづく認定制度を廃したものになっていますが、方向性②と方向性③は、従来の認定制度を残すことが前提となっています。

そのうえで、方向性②は「判例等を踏まえた放射線起因性が無視できない程度のグレーゾーンを設け、医療度・介護度による段階的な手当を設定する」としています。しかし、認定に係わる「グレーゾーン」に該当する疾病、被爆条件（放射線起因性に係わる被爆地、入市被爆者の入市日、滞在時間）をどのように評価するかが全く不明です。

方向性③は「裁判例や医療分科会で相当程度判断が固まっているものを行政認定に取り入れる」としています。しかし、どのような内容にするか、方向性②と同じく全く不明です。かつ、方向性③は、検討会でのどなたの発案かは明示的ではありません。具体的な制度設計の趣旨説明あるいは意見を頂きたい。

3. 司法と行政の乖離の根本は残留放射線の評価にある

集団訴訟で、司法は残留放射線とりわけ放射性降下物による放射線の健康に与える影響を原爆症認定に考慮すべきと判断しました。すなわち、司法は、放射性降下物の影響を切り捨てるべきではないとし、被曝線量を被爆状況と健康状態の変化などから総合して、法第10条、第11条で規定された当該疾病への放射線起因性を認めています。一方、行政は数値で示される被爆後数日の誘導放射線と黒い雨地域の残留放射線の影響は考慮しても、それ以外の残留放射線の起因性は一切認めていません。被爆者の個別被曝線量が推定できない限りその被爆者の原爆症を認めません。この典型が「放射線起因性が認められる」という条件を付すことで「積極認定の対象」になっている甲状腺機能低下症や肝硬変・慢性肝炎、心筋梗塞などの非がん疾病の認定が入市被爆者や遠距離被爆者（2キロ以遠被爆）で皆無であることに現れています。

この司法と行政の乖離は、被爆者の個別被曝線量が数値として推定されることを前提とする行政、医療分科会の第10条、第11条の解釈、いわゆる科学的知見に固執する解釈を変えるか、捨てない限り解決しないのではないのでしょうか。「被爆者が高齢化していることも考慮し、裁判での長期の争いを避ける制度を作る必要がある」との共通認識から、今後の検討会では、方向性②、方向性③の原爆症認定の判断に、どのような、新たな「放射線起因性の判断」、あるいは、「放射線起因性」に代わる新たな判断の具体案を議論することが求められます。

今後の議論は検討会の共通認識である「司法判断と行政認定の乖離を認め、これをどのように埋めていくかを考えていく必要がある」に則り、この乖離の解決について集中議論を進めるよう座長のご努力をお願いします。